

Ⅲ-3 保健センター増築及び複合施設における重点整備事項

1 『人生100年時代を支援する（基本方針1）』

(1) 基本的な考え方・背景

現在の保健センターが開設した昭和60年代は、人生80年時代といわれ、病気の早期発見、早期治療に重きが置かれていた。現在では、健康を増進し、生活習慣病の発病予防などを目的として全国的に健康日本21が推進され、健康寿命の延伸と健康格差の是正にも重きが置かれ、一次予防（生活習慣の改善や健康教育など）と二次予防（健（検）診事業）の両方の側面から、市民への健康増進施策が実施されている。特に、生活習慣は世代ごとに大きく異なるため、生活習慣に対応したオールライフステージの健康増進策を推進していく必要がある。

一次予防と二次予防の機能を兼ね備え、地域住民に近い保健衛生機関として、引き続き市民の健康を担う拠点の役割を果たしていく。

(2) 重点整備事項

1	地域医療機関等からの依頼による各種検査やがん検診等の実施機能の確保
(方向性)	
○市民の健康状態を守る「かかりつけ医」をサポートし、市民の健康の維持と利便性を確保するため、(公財)武蔵野健康づくり事業団による「医療機関からの依頼によるCTやX線等の検査機器を利用した検査」、(一財)武蔵野市医師会臨床検査センターが行う医療機関、老人健診、3歳児健診や学校保健等の「検体検査（血液、尿、便潜血検査など）」を引き続き保健センター内で実施していき、迅速かつ的確な検査及び検査結果のフィードバックを実現する。市、(一財)武蔵野市医師会、(公財)武蔵野健康づくり事業団の緊密な連携により、市民が地域で安心して、医療にかかることができる地域の医療体制を確保していく。	
○がん検診等の受診率の向上を図るとともに、質の向上のために精度管理を強化する。	
(整備・事業)	
○社会情勢に応じて機器の見直しや諸室規模の適正化を行いつつ、医療の高度化・多様化に対応するために引き続き必要な検査を実施していける機能を確保していく。	
○がんセット検診の実施や、市内医療機関とともに乳がん、胃がん、肺がん検診等を引き続き実施していける機能を確保していく。また、検診体制の質の向上を図るため、武蔵野赤十字病院、杏林大学病院との連携を継続していく。	

2	円滑に移動でき、感染対策を徹底した健（検）診環境等の整備 【老成人健診・歯科健診・乳幼児健診・人間ドックなど】
<p>(方向性)</p> <p>○保健センター内における健（検）診の流れに沿った動線や居室等を設置するなど、受診者側・主催者側双方にとって負担が少なく、効率的でかつ安全安心な健（検）診環境を整備する。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○乳幼児健康診査について、現在、スペース不足により1階で受付・待合・予診、その後3階にて計測・診察・個別相談・歯科健康診査を実施しているという状況を解消し、同一フロア内で健診が完結できる施設環境を構築する。</p> <p>○待合室や健（検）診室等で密にならないようなスペースを確保し、かつスムーズな流れで健（検）診が行える動線を構築する。</p> <p>○健（検）診会場の採光や換気の改善を図る。</p> <p>○乳幼児を乗せる大型自転車向けの駐輪場の整備、ベビーカー置き場の常設設置、授乳室の機能向上（利用室数の拡充・給湯機の設置・おむつ替え台の設置）など、健（検）診事業を実施するにあたり必要となる施設を整備し、受診者の利便性の向上を図る。</p> <p>○現在、老成人の健（検）診については、検診着を着たまま一般来館者が往来する通路を行き来する状態となっているため、エリア内に全ての検査室・健診室を配置する。</p> <p>○誰でも使いやすいユニバーサルデザインの健（検）診環境を整備し、事業を実施していく。</p>	
3	デジタル化等による健康増進事業の推進
<p>(方向性)</p> <p>○子どもから高齢者まで、世代ごとに運動習慣や食生活の課題は異なるため、オールライフステージに応じた、きめ細かな健康づくり事業を実施していく。</p> <p>○デジタルサービスを活用した健康増進事業を積極的に推進していく。</p> <p>○国の動向等を踏まえつつ、各健（検）診データを活用した事業体系を構築する。</p> <p>○地域と連携した健康増進事業を拡充していく。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○子どもから高齢者まで幅広い世代の多様な生活スタイルに合わせた健康増進プログラムを実施していく。</p> <p>○生活習慣病予防やフレイル予防のための事業において、民間企業が開発した健康増進アプリなど先進的なヘルスケアツールやA Iの活用を図っていく。</p> <p>○通信環境の整備、情報処理・サーバールームの拡充・整備などにより、デジタルサービスを円滑に活用できるようにする。</p> <p>○地域と連携した健康づくりを推進していくため、「健康づくり応援パートナー店」などと引き続き連携を図っていくとともに、保健センター周辺の公共施設とも連携を強化していく。（総合体育館、図書館、公園の活用等）</p>	

4	心身の健康等に関する相談環境の整備
<p>(方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食育、口腔ケア相談など、市民が相談しやすい環境を整備し、専門性を持った職員が対応する。 ○メンタルヘルス対策については、引き続きNPO法人との連携により相談事業を実施するとともに国、都、地域の医療機関や専門機関と連携を図っていく。 	
<p>(整備・事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○プライバシーに配慮した相談室に加えて、ICTを活用したオンライン相談を行う環境を整備する。 ○市の自殺総合対策計画に基づき実施されている関係機関の職員に対するゲートキーパーの養成の取組みに加えて、養成対象者の拡大を検討していく。 	
5	市民の主体的な健康づくりを支援する
<p>(方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり推進員、健康づくり人材バンク、健康づくりパートナー（健康づくりはつらつメンバー、健康づくり応援パートナー）を中心に、健康づくりの専門性と地域とのつながりを活かして、市民や地域で活動する団体の主体的な健康づくりを、対象者層に合わせて支援していく。 ○健康教育の推進と効果的な情報提供を行っていく。 ○拠点事業とともに健康づくり推進員の活動を通じた地域展開事業により、対象者層に合わせた講座の開催や情報提供を行い、市民へ効果的な一次予防を推進する。 ○母子保健事業と連携を図りながら、保護者自身の健康づくり等に向けた支援を行う。 	
<p>(整備・事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民及び支援者を対象として、研修等を実施できる諸室を設け、講演会等を開催しやすい環境を整備する。 ○エントランスにインフォメーションスペースを設置し、デジタルサイネージ情報提供コーナー等を活用するなど、効果的に健康に関する情報を提供できる環境を整備する。 ○市民の主体的な健康づくり活動を支援するため、健康づくり支援団体が自身で健康教室、講演会を開催できる環境を整備する。 	

2. 『健康危機管理対策を推進する（基本方針2）』

(1) 基本的な考え方・背景

新型コロナウイルス感染症への対応では、医療機関等への物的支援を行うにあたってのスペースの必要性、またワクチン接種業務においては、執務室やワクチン保管などに要するスペースの必要性も発生した。

特に、ワクチン接種事業は保健センターだけでは、事務も含めた事業を実施することはできず、執務室や資料保管場所については、市役所の会議室を暫定利用して対応せざるを得ない状況であった。

また、東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害時医療体制の見直しや、資器材の整備等の課題にも対応することが求められ、様々な災害対策を検討してきたが、今後30年以内に70%の確率で発生するといわれている首都直下地震への備えや、今回の新型コロナウイルス感染症対策で経験して得た知見を活かして、今後新たな感染症が発生した場合への備えをしておく必要がある。

(2) 重点整備事項

1	ワクチン接種事業を想定した施設環境の整備
(方向性)	
○ワクチン接種事業に必要となる資器材保管室やワクチン保管設備、執務室、予診票等の資料保管スペースなどを想定した施設環境を整備する。	
(整備・事業)	
○ワクチン接種事業を想定するエントランスフロアにおいては、柔軟に様々なエリア分離をするために、動線と出入口を多く確保する。	
○ワクチン接種事業が発生した際に、優先的に転用できる多目的スペースを設置する。	
2	新たな感染症や災害に迅速かつ円滑に対応できる諸室転用機能の新設
(方向性)	
○新たな感染症が発生した場合や災害時には、ワクチン接種会場や業務スペース、災害薬事センター、受援スペースなど様々な用途のスペースが必要となるため、諸室等を汎用性のあるつくりとする。	
(整備・事業)	
○平常時にエントランスフロア、多目的スペース等で使用しているスペースを、非常時にはワクチン接種や各種感染症対策及び災害対策に最優先で転用できる仕組みを事前に確立する。	

3	感染症対策衛生用品及び災害時医療資器材等の備蓄機能の拡充
<p>(方向性)</p> <p>○新型コロナウイルス対応を踏まえ拡充した感染症対策衛生備蓄品や、東日本大震災等の教訓を踏まえ整理した災害時医療資器材等を格納するスペースを確保する。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○備蓄倉庫を拡充・整備し、備蓄品の搬入・搬出がスムーズに行えるよう、外からのアクセスができる広さ、入口の確保、トラックの出入り場所を確保する。</p>	
4	非常発電関連等設備の強化・拡充
<p>(方向性)</p> <p>○非常時に備え、電源の確保、水等の備蓄体制の強化を図る。</p> <p>○震災等による停電時にも、保健センターでの災害活動・優先継続業務やワクチン等の温度管理が必要な医薬品保管が確実にできるよう整備を行う。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○非常用自家発電設備から電源供給される非常用電源コンセントや非常用照明、電気自動車充電設備等の強化・拡充を図る。</p>	
5	災害時医療支援拠点としての整備
<p>(方向性)</p> <p>○保健センターは、災害時に武蔵野赤十字病院に設置される災害医療救護本部等を補完する施設となる。また概ね発災から72時間以降に、災害医療の主体となる避難所での活動（避難所の巡回を含む。）の拠点となる。</p> <p>○専門職による応援チームや物資の受け入れ（受援）が可能な体制、機能を構築する。</p> <p>○医薬品、医療器具等の供給拠点として、医薬品等の受入れ、仕分け及び管理等を行い、医療機関等へ医薬品等を迅速に供給する「災害薬事センター」としての機能の整備を図る。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○専門職による応援チームや物資の受け入れ（受援）ができるよう、災害時に転用できる多目的スペースを設置する。</p> <p>○災害時医療救護本部や緊急医療救護所、避難所救護所等との連絡及び情報共有手段として、MCA無線や広域災害救急医療情報システムの設置を継続するほか、災害時優先電話、衛生携帯電話、画像伝送システム等の情報通信の導入や屋上の活用、アナログ的手段の検討など、情報連絡手段の確保を検討する。</p> <p>○災害薬事センターと医薬品等の卸売販売業者との連絡方法を検討するとともに、保健センターで医薬品管理・調達システムを使用する体制を検討する。</p>	

6	健康危機の対応に向けた関係機関との連携
<p>(方向性)</p> <p>○感染症や災害等の発生時に対応するため、平時から関係機関との連携を推進する。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○感染症、災害や食中毒等、市民の生命や安全を脅かす事態に対応するため、平時から関係機関と役割分担と連携体制を構築する。</p>	

3 『妊娠期から切れ目なく子どもと子育て家庭への支援を行う総合拠点（基本方針3）』

(1) 基本的な考え方・背景

日本では年間140万人前後の方が亡くなる一方、出生数は80万人前後になっている。少子高齢多死社会だからこそ、子どもを産み育てやすい環境を整備することが極めて重要である。

家族構成の変化等や働き方の多様化等を背景に、子育て支援ニーズは多様化・複雑化している。妊産婦や子育て家庭の孤立感や負担感が高く、こうした家庭環境に加えて子どもの発達の課題など、複合的な課題がある家庭が増えている。

子どもの発達や成長段階に応じた適切な支援を行う必要があるが、ライフステージごとに専門的な支援機関が異なり、子どもと子育て家庭に関する相談窓口が複数の施設に分かれている。市民にとってはどこに相談に行けばよいか分かりにくくなっており、支援者にとっては、連携が不十分で支援に切れ目を生じさせる要因ともなる。

また、家庭環境に加えて子どもの発達の課題があるなど、複合的な課題がある家庭が増えており、民間団体も含め、様々な支援機関が関わることで、支援内容が複雑になり、全体的な支援の調整を行うことが難しい場合もある。子どもと子育て家庭への支援のニーズが多様化、複雑化しているに伴い、地域の関係機関のスタッフ等に対する人材育成や、助言等の支援も必要となっている。

母子保健法の改正により、子育て世代包括支援センター*(母子健康包括支援センター)を市区町村に設置することが努力義務とされ、武蔵野市においても令和3年4月に、健康課(母子保健)、子ども家庭支援センター、0123吉祥寺、0123はらっぱ、桜堤児童館の連携による支援体制を整備した。また、児童福祉法等の改正により、今後、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援等を行うとされている「こども家庭センター」の制度ができる。

こうした国の動き等を踏まえつつ、子どもと子育て家庭への支援に関して、市民にとって分かりやすい総合相談窓口を置き、どのような相談であってもいったん受け止め、適切なサービスや支援を行う関係機関につなぎ、連携を図ることで切れ目のない支援を実施する。

(2) 重点整備事項

1	子育て家庭が相談につながりやすい総合相談機能
(方向性)	○子どもと子育て家庭への支援に関する、どのような相談であってもいったん受け止め、適切なサービスや支援につなぐ。
(整備・事業)	○子どもと子育て家庭にとって分かりやすく、相談しやすい総合相談窓口を設置する。 ○どこに相談してよいかわからない時の一次的な窓口として、課題の整理や継続的な相談につながるように対応する。

2	多部門・多職種連携による妊娠期から切れ目のない相談支援体制の構築
<p>(方向性)</p> <p>○母子保健・療育相談・教育相談等の相談支援機能を同一施設内に設置し、多様な部門でより高度な連携を図ることにより、妊娠期から子どもが18歳になるまで切れ目なく子どもと子育て家庭を支援する体制を構築する。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○誰にとっても分かりやすい、子どもと子育てに関する総合相談窓口を設置する。</p> <p>○妊娠期から切れ目のない支援を実施するため、専門職同士が日々の業務において、連携がしやすくなるよう、総合事務スペースを設置する。</p> <p>○相談の内容に応じて、エントランスフロアでの気軽な相談から、プライバシーの確保された個別相談にも対応できるよう、多様な相談スペースを設ける。</p> <p>○現在実施しているコミセン親子ひろば等、相談窓口に来ることが難しい子育て家庭がより身近な地域で相談ができるような支援を実施する。</p> <p>○保健師等の専門職が地域子育て支援拠点等へ訪問し、必要な支援につながるような取り組みを行う。</p> <p>○必要に応じて関係機関に呼び掛けてカンファレンスを開催するなど、総合的な支援の調整を行う。</p> <p>○子どもと子育て家庭への支援のニーズが複雑化・多様化しており、相談支援に従事する職員の資質向上が求められている。人材育成体制の構築を行い、必要な資質向上を図る。</p>	
3	母子保健と子育て支援の一体的実施による早期発見と予防を重視した支援機能の強化
<p>(方向性)</p> <p>○母子の健康維持や虐待等のリスクの早期発見、未然防止を図るとともに、子育てひろば等での気軽な相談から、必要な支援につなぐ取組みを強化する。</p> <p>○子どもと子育て家庭を切れ目なく支援するために、すべての子育て家庭に対して妊娠期から専門職が関わり、各家庭の状況や子育て支援のニーズ等を把握して、適切な相談支援やサービスの提供を行う。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○母子保健事業の「ゆりかごむさしの面接」や「乳幼児健康診査」等を支援の入口として、母子保健と子育て支援の一体的な支援を推進する。</p> <p>○妊娠届出時に行う「ゆりかごむさしの面接」による妊婦全数面接を目指す。</p>	

4	すべての子どもの健やかな成長・発達のサポート
<p>(方向性)</p> <p>○母子保健、療育、教育支援に関わる専門職が、ひとりの子どもの成長・発達をともにサポートすることで、ライフステージが変わっても一貫した切れ目のない支援を提供する。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○子ども自身への一貫したサポートを行うため、子ども自身のニーズに応じ、必要なサービスの調整等を行う。</p> <p>○母子保健、療育、教育支援に関わる専門職が、ひとりの子どもをともにサポートできるよう、一体的な組織体制や情報共有の仕組みをつくる。</p>	
5	地域の連携拠点としての機能
<p>(方向性)</p> <p>○子どもと子育て家庭への支援の中心を担う施設として、地域の関係機関と総合的な調整を行う。</p> <p>○複雑・複合化した課題に対応するため、多職種・多機関の連携による重層的支援のコーディネート強化する。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○地域の関係機関の連携の拠点として、支援者同士の顔の見える関係性をつくるとともに研修等による人材育成を行い、地域の関係者が、共通の認識のもと支援にあたることのできる体制を構築する。</p>	

4 『地域で育ち、地域で育てる（基本方針4）』

(1) 基本的な考え方・背景

支援が必要な子どもと子育て家庭であっても、必ずしも自ら相談に来るとは限らないため、単に窓口を設置しただけでは、必要な支援に結びつかないことがある。

また、行政の支援を受けていない子どもと子育て家庭であっても、当事者も含めた地域の民間団体の多様な支援活動につながっていることがあるが、こうした民間団体と行政の専門機関の連携が、現状は不十分である。

子どもと子育て家庭の支援に関わる民間団体は、専用の施設を持っていないことが多く、活動の拠点となるようなスペースを必要としている。

(2) 重点整備事項

1	子どもと子育て家庭が気軽に足を運ぶことのできるスペースの設置
(方向性)	
○子どもと子育て家庭が気軽に足を運ぶことのできる、オープンな居場所機能を設置するとともに、利用しやすい子育て支援サービスを実施し、日常的な会話や交流を通じて、必要に応じて支援につなぐ仕組みを構築する。	
(整備・事業)	
○施設のエントランス部分に、ロビーラウンジや子育てひろば、子どもの居場所といった、誰もが入りやすいオープンなスペースを設置する。	
○一時預かり、ファミリー・サポート・センターといった利用しやすい子育て支援サービスを実施する。	
○居場所機能や子育て支援サービスを利用する際の日常的な会話や交流を通じて、必要な方を相談支援につなぐ。	
2	民間団体の活動支援と連携の強化
(方向性)	
○地域の民間団体が活動のために集まることのできるスペースを設置することで、団体の活動を支援するとともに、これまで行政の支援につながっていなかった市民に対しても、民間団体と連携した支援を強化する。	
(整備・事業)	
○子育てひろばや子どもの居場所における支援と連携した、団体（サークル）支援スペースを設置する。	
○子育て家庭が身近な地域で気軽に相談できるように地域で活動をしている団体の支援及び基盤整備等を行う。	

3	地域の力を活用するための場づくり
<p>(方向性)</p> <p>○行政ではできないインフォーマルな情報の提供や、イベントの企画など、新たな価値が生まれるよう、多くの市民や民間団体等の地域の力を活かすための場づくりを行う。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○多くの市民や民間団体の集まりやすい場所に、多目的ルームを設置し、地域の力を活かした価値創出を図る。</p> <p>○市民や民間団体等がその団体の規模に合わせてそれぞれの地域で場づくりを行うことのできるような支援を行う。</p>	